

1. 事業目的・経営方針

①目的

- 1.地域で生活している利用者が地域の中で適切な福祉サービスを利用できるよう、障害をお持ちの方（以下「利用者」という）の意思や人格を尊重し、意向を十分に踏まえた計画相談支援（サービス利用支援および継続サービス利用支援）を作成提供。またサービス事業者等との連絡調整を図る。
- 2.地域で生活している障害をお持ちの児童（以下「利用者」という）やその保護者が、地域の中で適切に障害児通所施設を利用できるよう、利用者やご家族の意思や人格を尊重し、意思を十分に踏まえた障害児支援利用計画および継続利用計画を作成提供。また。サービス事業者等との連絡調整を図る。

②基本理念

「和顔愛語」～笑顔とおもいやり、その先にある幸せを～をスローガンとした事業所作りに励む。

2022 年度開始し、障害のある児童とその保護者と相談を聞き、その困り事が解消できる手段を共に考えて来た。利用者（児童）が笑顔で療育を利用される姿が見られたことが何よりだった。今後も長期で利用していただけるように、スタッフ一同、利用者に寄り添う支援を行っていく。

③基本方針

笑顔とおもいやりを根底に、利用者の方々が安心して社会生活を送ることが当たり前の社会となるよう、地域の相談窓口としての役割を積極的に行う。

また関係機関との連携を大切にし、利用者が適切なサービスを受けられるように努める。

2. 事業体制

①実施事業

事業名および種別	対象者	事業を行う区域
障害者総合支援法に基づく事業 【指定特定相談支援事業】 1.基本計画支援 2.計画相談支援 ※市町村による指定	18 歳以上の心身に障害をお持ちの方	水俣市 芦北町 津奈木町
児童福祉法に基づく事業 【指定障害児相談支援事業】 1.基本計画支援 2.計画相談支援 ※市町村による指定	18 歳以下の心身に障害をお持ちの児童、またそのご家族	八代市 人吉市 球磨郡

1、18 歳以上の利用は 0 件、障害児のみの利用だった。次年度に向けて、対象の検討を行い、2023 年度は障害児専門とする。

2、事業を行う区域が広く、相談員一名では活動がやりづらかった。2023 年に向けて、区域縮小の検

討を行い、水俣市・津奈木町・芦北町で活動予定。

②職員構成

職員数 2名

管理者	1名	相談支援専門員	1名
-----	----	---------	----

③受付時間

■電話・訪問・相談室にて対応

■平日 9:30～17:00

■土日休み（祝祭日・お盆休み 8月13日～15日・正月休み 12月29日～1月3日）

■相談支援専門員が対応

平日を受付・対応時間としていたが、各家庭の状況により、平日の時間外また土曜日の対応など、臨機応変に対応する必要があった。

④事業概要

【指定特定相談支援事業】

■1.サービス利用支援

- ①障害のある方の心身の状況、於かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「サービス等利用計画案」の作成
- ②支給決定後の障害福祉サービス事業者等との連絡調整
- ③支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「サービス等利用計画」の作成

■2.継続サービス利用支援

- ①「サービス等利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）
- ②「サービス等利用計画」の変更および関係者との連絡調整
- ③新たな支給決定が必要な場合の申請の勧奨

利用者がなかった

【指定障害児相談支援事業】

■1.サービス利用支援

- ①障害のある児童の心身の状況、於かれている環境、障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用するサービスの種類や内容を記載した「障害児支援利用計画案」の作成
- ②支給決定後の障害児通所支援事業者等との連絡調整
- ③支給決定されたサービスの種類や内容、担当者等を記載した「障害児支援利用計画」の作成

■2.継続サービス利用支援

- ①「障害児支援利用計画」の利用状況の検証（モニタリング）
- ②「障害児支援利用計画」の変更および関係者との連絡調整
- ③新たな支給決定が必要な場合の申請の勧奨

年間契約・利用者

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規	3	2	0	1	0	2	1	2	3	0	0	2	18名
継続	0	3	5	5	3	4	5	3	6	6	7	5	52回

また上記利用者は全て障がい児とその保護者からの「障害児支援利用計画案」「障害児支援利用計画」「継続障害児支援利用計画」であった。

「障害者サービス等利用計画案」「サービス等利用計画」「継続サービス等利用計画」は0件であった。

⑤事故防止

- 1、サービスの提供にあたっては、利用者の健康状態及び心身状況に等に細心の注意を払い、事故防止に努める。
- 2、業務上知り得た個人情報の取扱いについては、「個人情報に関する基本方針」に基づき、十分は配慮に努める。

⑥緊急時の対応

サービスの提供時において、利用者の心身状態の急変及び事故等が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を行い、関係機関にもすみやかに報告、連携に努める。

⑦苦情への対応

利用者からの苦情については、迅速かつ適切に対応するものとする。

苦情受付対応1件

利用者（保護者）より、利用に関する事項について申し出があり、「改めてほしい」とのことで、関係者にて振り返りと改善を行う。

内容としては、児童養護施設入所児童の保護者より「自分の都合を優先してほしい」とのことだった。原因としてはコミュニケーション不足から誤解を生み、蔑ろにされていると思われていた。

改善としては、保護者が申請者でもあるため、モニタリング等の日程は優先でお尋ねし、オンライン等での参加ではなく、直接来所していただきモニタリングを行っていきますとお伝え、お詫びをして終結となる。

⑧虐待への対応

利用者の人権の擁護、虐待防止の徹底を図るため、責任者を設置する等、必要な体制を整備し、職員に対しては定期的な研修を実施し、養護者による虐待を未然に防ぐ、発見時には通報するなど、速やかに対応できる体制を整える。

3. 職員処遇

①職員研修

【目的】

常に新しい情報を得ることで利用者やそのご家族への適切な相談支援を行う。

スタッフ個別の研修計画を策定し職員のスキルアップ、意欲向上を図る。

■1.法人が行っている職員研修等への積極的な参加

■2.他事業所への見学・研修

■3.その他、集合型オンラインなど自らの実務に即した研修、資格取得に向けた講習の受講等

・水俣・芦北地区の相談支援専門員の会議研修、城南地区相談支援専門員の会議研修、県の相談支援専門員の会議研修等に積極的に参加。

・医療的ケア児童コーディネーター研修参加（12月）

・他事業所の相談支援専門員主催の勉強会に参加（毎月）

・社会福祉法人光明童園の法人研修参加（5月）

以上の研修等に積極的に参加し、相談支援専門員としての研鑽を積む。

②相談支援専門員の健康管理

相談支援専門相談員及び職員は、定期的に健康診断を受けると共に、研修の機会等を通じて健康管理の重要性を認識し、健康状態の権利に努める。

③規程

2022年4月1日より

4. その他

①後援会組織

【ひかりどうえんを支える会】に、同法人内の事業所として加入をお願いしたい。

7月の総会にて加入する。

②地域貢献活動～地域の縁がわ～

法人で取り組む地域貢献活動に積極的に携わり、地域の方々と、利用者との交流を図り、地域に根差した事業所作りに努める。

業務に支障がない限り、また利用者への交流も業務以外に積極的に行った。